



早いもので、今年も残りわずかとなりました。日に日に寒さも厳しくなってきました。慌ただしい時期ではありますが、体調には気を付けて、今年一年間の総仕上げと来年への準備をしながら、良いお正月を迎えたいですね。

### I. 最新情報（2013年11月1日～2013年11月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年11月11日	公開 草案	会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」、同第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロ	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、企業会計基準委員会により平成25年9月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に対応するため、以下の関連する会計制度委員会報告等の見直しを行い、このたび、一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。 <改正する会計制度委員会実務指針等> (1) 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 (2) 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 (3) 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」 (4) 会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」 (5) 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」 (6) 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」 (7) 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A (8) 金融商品会計に関するQ&A	—

	<p>一計算書の作成に関する実務指針」、同第9号「持分法会計に関する実務指針」、「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&amp;A」及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」の改正について（公開草案）</p>	<p>＜主な改正内容＞</p> <p>1. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動による差額の会計処理の変更（資本剰余金に計上）に伴う連結手続の修正及び以下の処理</p> <p>① 親会社持分の変動による差額（資本剰余金に計上）に関連する法人税等の処理（上記(2)第40-3項、第57-2項及び設例4-2）</p> <p>② 支配獲得後に追加取得した後、子会社株式を一部売却し持分法適用関連会社となった場合において減額するのれんの算定方法（上記(3)第45-2項、第66-5項、設例5及び設例6）</p> <p>③ 子会社株式を売却し連結範囲から除外する場合に過去に計上した資本剰余金の処理（上記(3)第49-2項及び第68-2項）</p> <p>④ 子会社株式の一部売却（支配は継続）に伴う為替換算調整勘定の処理（上記(1)第42-3項、第76項及び設例13）</p> <p>2. 取得関連費用が発生時の費用処理とされたことに伴う以下の処理</p> <p>① 子会社株式を売却し持分法適用関連会社となった場合における取得関連費用の処理（上記(3)第46-2項）</p> <p>② 子会社株式を売却しその他有価証券となった場合における付随費用の処理（上記(3)第46-2項）</p> <p>③ 持分法適用非連結子会社の会計処理（上記(6)第2-2項及び第3-2項）</p> <p>3. その他</p> <p>① 複数の取引が一つの企業結合等を構成している場合の取扱い（上記(3)第7-3項、第7-4項及び第66-4項）</p> <p>② 連結範囲の変動を伴わない子会社株式の追加取得又は一部売却に関するキャッシュ・フローの区分（上記(5)第9-2項及び設例）</p>	
--	--	---	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年11 月22日	意見	IAASB 公開草案 「財務諸表に対する監査報告：提案する新規及び改訂	平成25年7月25日に、国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）から、「財務諸表に対する監査報告：提案する新規及び改訂版の国際監査基準」（Reporting on Audited Financial Statements: Proposed New and Revised	—

		版の国際監査基準」に対するコメント	International Standards on Auditing ) が公表され、広く意見が求められました。  当協会では、この公開草案に対するコメントをとりまとめ、平成 25 年 11 月 6 日常務理事会の承認を経て、11 月 21 日付けで IAASB に提出いたしましたのでお知らせします。	
--	--	-------------------	--	--

### 3. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年 11 月 22 日	公開 草案	「IT 委員会報告第 2 号「Trust サービスに係る実務指針 (中間報告)」の改正について」 (公開草案) の公表について	日本公認会計士協会 (IT 委員会) では、最近の Trust サービスに関する状況等を踏まえ、「IT 委員会報告第 2 号「Trust サービスに係る実務指針 (中間報告)」の改正について」 (公開草案) としてこのたび一応の検討を終えたため、広く意見を求めることといたしました。あわせて、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」 (平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照) により、態様の区分の名称を委員会報告から実務指針へと変更しております。	—

### 4. 学校法人会計 (学校法人委員会)

特になし

### 5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年 11 月 11 日	公開 草案	「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について	日本公認会計士協会と日本監査役協会は、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」 (平成 21 年 7 月 9 日改正) について全面的な見直しを行い、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」 (平成 25 年 11 月 7 日最終改正) を公表しましたので、お知らせいたします。今回の改正は、日本監査役協会における監査役監査基準等の改正、日本公認会計士協会における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書、さらに平成 25 年 3 月 26 日に改正された監査基準と新たに制定された監査における不正リスク対応基準への対応等を踏まえたものです。  本改正の概要及び主要な点は、次のとおりです。	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究報告の目的の明確化と、例示を含めた記載内容の整理・充実を行った。</li> <li>・ 日本監査役協会と日本公認会計士協会それぞれが公表している実務指針等の相互理解を促すため、関連する実務指針等の一覧を付録として提供した。</li> <li>・ 公認会計士・監査審査会の検査結果通知について、会社計算規則の趣旨に鑑み監査役等とのコミュニケーションが求められることから、連携の基本的事項の例示に記載した。</li> </ul> <p>なお、本研究報告の公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、公開草案から修正した主な点は以下のとおりです。そのほか、軽微な字句修正及び表現の修正を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1.(3) 本研究報告の位置付け 第1段落 会社法397条が会計監査のみについて言及しているとの誤解が生じないように表現を修正した。</li> <li>○ 4.(3) 監査計画の策定時 ② 監査役等監査の要点に、具体的な項目の例示として監査方針、重点監査項目等の記載を追加した。</li> <li>○ 4.(3) 監査計画の策定時 ② 計画策定の時点における監査役側からコミュニケーションを行う事項として「○監査役等の見解」と表記していたが、必ず監査人に伝達することが当研究報告により求められているとの誤解が生じないように、「監査役等が監査人の監査に影響を及ぼすと判断した次の事項（監査役等は、その責任の範囲内において説明）」に表現を修正した。</li> <li>○ 4.(4) 四半期レビュー時 ②③ 毎四半期、必ずコミュニケーションを行うことが具体的に実務指針で明示されていない事項の表現を改めた。</li> <li>○ 4.(5) 期末監査時 ① 監査の実施状況に、当初の監査計画との相違点が含まれる旨の記載を追加した。</li> <li>○ 末尾 注 中間監査の場合は、四半期レビューではなく、期末監査時の例示を参考とする旨の表現に改め、当該記述を「(5) 期末監査時」の柱書きへと移動した。</li> </ul>	
平成25年11月29日	公開草案	「特別目的会社を利用した取引に	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」に関	

		<p>関する監査上の留意点についてのQ &amp; A」の改正について」(公開草案)の公表について</p>	<p>して見直しを行ってまいりましたが、このたび一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>今般の改正案は、企業会計基準委員会から公表されている、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」をはじめとする現行の会計基準及び監査基準委員会報告書の参照箇所について、参照先の改正等に合わせて変更を行うために所要の見直しを行ったものであり、現行実務の変更を意図するものではありません。</p> <p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」(平成 22 年 8 月 11 日付け公表)に基づき、実務指針の名称と号数を付すとともに適用を設けることといたしました。</p>	
--	--	---	--	--

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### <平成26年度税制改正大綱について>

平成25年12月12日に平成26年度の税制改正大綱が発表されました。

今回は、その中から、消費税に関する改正のうち、平成26年4月1日施行分についての概要をまとめてみたいと思います。

#### 1. 消費税法の一部改正（平成26年4月1日施行分）

制度内容	関係条項	摘要関係等
消費税率を現行4%から6.3%に引き上げる。 地方消費税と合わせた税率は現行5%から8%となる。	法29、改正法附則1,2 地法72の83、改正地法附則2	この改正は、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。
消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることとする。	法1	
その事業年度の基準期間がない資本金1,000万円未満の新設法人のうち、その事業年度開始の日において他の者により当該新設法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合で、かつ、当該他の者及びその特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の課税売上高が5億円を超える場合には、当該新設法人の基準期間がない事業年度については、事業者免税点制度を適用しないこととする。	法12の3 改正法附則4	この改正は、施行日以後に設立される新設法人について適用する。
直前の課税期間の確定消費税額が48万円（1年分）以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出できることとする制度を設けることとする。	法42、44 改正法附則13	この改正は、施行日以後に開始する課税期間について適用する。
平成25年10月1日前に締結した工事の請負契約等に基づき、施行日（平成26年4月1日）以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は、現行税率（4%）とする等、次の経過措置を講ずることとする。		
・小規模事業者に係る納税義務の免除等に関する経過措置	改正法附則3	
・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置	改正法附則4	

・旅客運賃等の税率等に関する経過措置	改正法附則5	
・長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置	改正法附則6	
・工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置	改正法附則7	
・小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置	改正法附則8	
・仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置	改正法附則9	
・納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置	改正法附則10	
・売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置	改正法附則11	
・貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置	改正法附則12	
・課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置	改正法附則13	
・国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置	改正法附則14	
・罰則に関する経過措置	改正法附則17	
6 前記のほか、この法律の施行に必要な経過措置は政令で定める。	改正法附則19	

この一覧において、法令名等については、次のとおり略称を用いています。

- 消費税法（昭和63年法律第108号）……………法
- 地方税法（昭和25年法律第226号）……………地法
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）……………改正法
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）……………改正地法

## 2. 消費税法改定に伴う請負工事に関する会計処理について

改正後の消費税に関する会計処理の中でも、平成25年10月以降の請負契約に係る消費税仕入税額控除の会計処理について注意が必要です。

請負契約により業務の一部を外注する場合、一般的にその支払いが出来高等の割合に応じて分割払いするケースが多いと思われます。この場合、契約時の消費税等に8%が適用されていたとしても、平成26年3月31日までに支払されたものについては、一旦5%の税率で仕入税額控除の計算を行い、翌期に仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、改めて8%の税率を適用して仕入税額控除をすることになります。以下事例を使い仕訳形式で解説します。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved  
- 7 / 8 -

【例】

- ・契約日：平成 26 年 1 月 31 日
- ・引渡日：平成 26 年 6 月 30 日
- ・発注工事金額：2,000,000 円（税込 2,160,000 円）

平成 26 年 3 月 31 日に出来高払いで 1,000,000 円（税込 1,080,000 円）を支払い、残額は平成 26 年 6 月 30 日に支払ったケース

(1) 平成 26 年 3 月期における会計処理

課税仕入れ 1,080,000 円のうち 5%相当額について仕入税額控除

<仕訳>

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕 入	1,028,570 円	現 金	1,080,000 円
仮 払 消 費 税 等	51,430 円		

(2) 平成 27 年 3 月期（平成 26 年 6 月 30 日）における会計処理

前期の課税仕入れを仕入対価の返還があったものとして処理、そして 8%の税率を適用して仕入税額の計算をする。

<仕訳>

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕 入	2,000,000 円	仕 入	1,028,570 円
仮 払 消 費 税 等	160,000 円	仮 払 消 費 税 等	51,430 円
		現 金	1,080,000 円

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703